

# 令和5年第4回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和5年12月19日

## 議案

議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第73号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）

議案第72号

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

民間給与との較差に基づく人事院勧告（令和5年8月8日付け）に伴い、市職員の勤勉手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条例の改正を行うもの。

## 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第23条の4第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同条第3項中「100分の57.5）」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60）」を加える。

第23条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を加える。

第23条の8第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第24条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		

	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

職員								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400
	2	184,900	212,900	255,000	273,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100
	4	187,800	216,800	257,900	274,900
	5	189,300	218,800	259,100	275,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300
	7	192,300	222,400	260,700	277,000
	8	193,800	224,100	261,400	277,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800
	10	196,700	227,200	262,800	279,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100
	14	203,200	231,800	266,000	283,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900
	16	207,300	233,700	267,700	284,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800
	18	211,300	236,200	269,000	286,800
	19	213,400	237,600	269,800	287,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200
	22	219,000	241,400	272,000	291,600
	23	220,700	243,100	272,700	292,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000
	25	223,700	245,700	274,300	295,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500
	27	226,100	248,400	275,800	297,900
	28	227,100	249,700	276,600	299,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900
32	230,500	253,600	281,300	304,100	

33	231,600	254,400	282,500	305,300
34	232,800	255,300	283,800	306,700
35	233,900	256,200	284,900	308,100
36	234,900	256,900	286,100	309,500
37	235,900	257,600	287,500	310,800
38	237,200	258,500	288,600	312,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400
42	241,500	261,500	292,900	317,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200
44	243,500	263,000	295,300	320,500
45	244,500	263,700	296,400	321,300
46	245,500	264,400	297,700	322,700
47	246,400	265,100	299,000	324,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600
49	248,000	266,500	301,300	326,700
50	248,900	267,300	302,500	328,000
51	249,800	268,000	303,700	329,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600
53	251,200	269,800	306,400	331,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500
56	253,800	273,200	310,200	335,800
57	254,500	274,400	311,000	336,700
58	255,400	275,800	312,200	338,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200
60	256,800	278,400	314,800	340,500
61	257,500	279,600	315,900	341,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700
65	260,200	284,000	320,800	345,800
66	260,900	285,200	322,100	347,000
67	261,500	286,400	323,300	348,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200
69	262,700	288,400	325,200	350,200
70	263,300	289,800	326,300	351,200
71	264,100	291,100	327,400	352,300
72	264,900	292,300	328,300	353,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200
74	267,200	294,600	330,100	355,300
75	268,200	295,800	331,200	356,400
76	269,200	297,000	332,300	357,400
77	270,100	298,300	333,400	358,100

78	271,000	299,500	334,600	358,900
79	271,900	300,700	335,700	359,700
80	272,800	301,900	336,800	360,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000
82	274,500	303,600	339,000	361,500
83	275,400	304,700	340,000	362,100
84	276,000	305,800	341,100	362,600
85	276,700	306,900	342,000	363,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800
89	279,600	311,500	345,800	365,200
90	280,400	312,700	346,600	365,600
91	281,200	313,900	347,400	366,200
92	282,000	315,000	348,200	366,700
93	282,800	315,800	348,800	367,000
94	283,800	316,500	349,400	367,500
95	284,700	317,200	350,100	367,900
96	285,600	317,800	350,700	368,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	

123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		

	168	311,200			
	169	311,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5）」とあるのは「100分の58.75）」とする。

第23条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5）」を「100分の48.75）」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75）」に改める。

（瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の165）」を「、6月に支給する場合には100

0分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第4条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

（瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の支給率改定の特例）

5 第16条第1項及び第25条第1項の規定により給与条例第23条の4第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乘じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

第6条 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000

41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500

87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第32条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職務 の 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500

39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800

85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300

131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	
169	311,600	

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度  
任用職員で規則で定めるものに適用する。

(瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第7条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平

成15年瑞穂市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第8条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成15年瑞穂市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第10条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定(第2条第1項、第23条の8第3項及び第24条の改正規定を除く。)、第3条の規定による改正後の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次条において「改正後の常勤の特別職条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適

用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞穂市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払と、第7条の規定による改正前の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第9条の規定による改正前の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）新旧対照表（第1条・第2条関係）

改正後（案）② （令和6年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和5年4月1日遡及分）	現行
<p>（給料） 第2条 略</p> <p>2 略 （期末手当）</p> <p>第23条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であ</p>	<p>（給料） 第2条 給料は、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当を除いたもの</u>とする。</p> <p>2 略 （期末手当）</p> <p>第23条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であ</p>	<p>（給料） 第2条 給料は、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当を除いたもの</u>とする。</p> <p>2 略 （期末手当）</p> <p>第23条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ _____100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上で</p>

<p>るもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5</p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4)略</p>	<p>るもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)</p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4)略</p>	<p>あるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)</p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4)略</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と</p>
<p>4・5 略 (勤勉手当) 第23条の7 略</p>	<p>4・5 略 (勤勉手当) 第23条の7 略</p>	<p>4・5 略 (勤勉手当) 第23条の7 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗</p>

じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5  
(特定管理職員にあつては、100分の122.5  
) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75  
(特定管理職員にあつては、100分の58.75  
) を

じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100  
(特定管理職員にあつては、100分の120)、  
12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125） を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50  
(特定管理職員にあつては、100分の60) を

じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に\_\_\_\_\_100分の100  
(特定管理職員にあつては、100分の120) \_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に\_\_\_\_\_100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5） \_\_\_\_\_ を

<p>乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第23条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(管理職手当の支給方法)</p> <p>第24条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>	<p>乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第23条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する<u>特定新型インフルエンザ等対策</u>の実施のため瑞穂市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理職手当の支給方法)</p> <p>第24条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の支給に関し必要な事項、規則で定める。</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>	<p>乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第23条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u>の実施のため瑞穂市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第24条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し必要な事項、規則で定める。</p> <p>別表第1 (第3条関係) 略</p> <p>別表第2 (第3条関係) 略</p>
--	--	---

適用：( ) 令和5年4月1日遡及分 ただし、第2条・第23条の8・第24条は公布の日の施行とし、遡及しません。

( ) 令和6年4月1日改定分

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）新旧対照表（第3条・第4条関係）

改正後（案）② （令和6年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和5年4月1日遡及分）	現行
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表</p>

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	380,000	1	376,000
2	427,000	2	422,000
3	477,000	3	472,000
4	539,000	4	533,000
5	615,000	5	608,000

適用：( ) 令和5年4月1日遡及分

( ) 令和6年4月1日改定分

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）新旧対照表（第5条関係）

改正後（案）	現行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>（期末手当の支給率改定の特例）</u></p> <p>5 <u>第16条第1項及び第25条第1項の規定により給与条例第23条の4第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乘じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）新旧対照表（第6条関係）

改正後（案）	現行
別表第1（第4条関係） 略	別表第1（第4条関係） 略
別表第2（第4条関係） 略	別表第2（第4条関係） 略

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）新旧対照表（第7条・第8条関係）

改正後（案）② （令和6年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和5年4月1日遡及分）	現行
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225 を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220 を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

適用：（ ） 令和5年4月1日遡及分

（ ） 令和6年4月1日改定分

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）新旧対照表（第9条・第10条関係）

改正後（案）② （令和6年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和5年4月1日遡及分）	現行
<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225 を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の220 を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

適用：（ ） 令和5年4月1日遡及分

（ ） 令和6年4月1日改定分

## 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

## 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正

## ・改正条例第1条、第2条

- 期末手当支給月数の改定 <条例第23条の4関係> …①R5.4.1遡及適用、②R6.4.1改定
- 勤勉手当支給月数の改定 <条例第23条の7関係> …①R5.4.1遡及適用、②R6.4.1改定

単位：月

区分	改定前		改定①(R5.4.1遡及)		改定②(R6年度以降)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.2 (1.0) <0.675>	1.00 (1.2) <0.475>	1.2 (1.0) <0.675>	1.00 (1.2) <0.475>	1.225 (1.025) <0.6875>	1.025 (1.225) <0.4875>
12月期	1.2 (1.0) <0.675>	1.00 (1.2) <0.475>	1.25 (1.05) <0.7>	1.05 (1.25) <0.5>	1.225 (1.025) <0.6875>	1.025 (1.225) <0.4875>
計	2.4 (2.0) <1.35>	2 (2.4) <0.95>	2.45 (2.05) <1.375>	2.05 (2.45) <0.975>	2.45 (2.05) <1.375>	2.05 (2.45) <0.975>
	4.4 <2.3>		4.5 <2.35>		4.5 <2.35>	

※( )内は特定管理職員

※&lt; &gt;内は再任用職員(R5年度以降、定年前再任用短時間勤務職員)

- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …R5.4.1遡及適用  
各給料表を引上げ(平均1.1%の引上げ。)  
・初任給・若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定  
・定年前再任用短時間勤務職員の基準 俸給月額について各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い給与に関する条例の一部を改正  
<条例第2条、第23条の8、第24条の関係> …公布の日から適用

## 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

## ・改正条例第3条、第4条

- 期末手当支給月数の改定 <条例第9条関係> …①R5.4.1遡及適用、②R6.4.1改定

単位：月

区分	改定前	改定① (R5.4.1遡及)	改定② (R6年度以降)
	6月期	1.65	1.65
12月期	1.65	1.75	1.7
計	3.3	3.4	3.4

- 給料表の改定 <条例別表関係> …R5.4.1遡及適用

## 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

## ・改正条例第5条、6条

- 期末手当の支給率改定の特例を規定 <附則第5項関係> …R5.4.1遡及適用
- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …R6.4.1改定

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第7条～第10条

- 期末手当支給月数の改定 <いずれも条例第5条関係> …①R5.4.1遡及適用、②R6.4.1改定

単位：月

区分	改定前		改定① (R5.4.1遡及)	改定② (R6年度以降)
6月期	2.2	→	2.2	2.25
12月期	2.2		2.3	2.25
計	4.4		4.5	4.5